

GFSIのグローバルマーケットプログラム(一次生産物)とJGAP(茶)2012との比較概要

NPO法人日本GAP協会

2014.02.09

A. 食品安全に関わる基礎

グローバルマーケットプログラム		整合性	JGAP(茶)に不足な点
初級レベル要求事項評価			
B.A 1	記録保管	△	電子媒体のバックアップ
B.A 2	トレーサビリティ	○	
B.A 3	是正処置	△	効果の確認
B.A 4	仕様書	○	
B.A 5	食品安全事故管理	△	事故発生時の手順を関連スタッフへ理解させる
中級レベル要求事項評価			
I.A 5	食品安全事故管理	△	深刻度と消費者のリスクに基づいた評価
I.A 6	購入	△	原料(資材等)、サービスの供給者の承認手順
I.A 7	自己評価	○	

B. 食品安全GAP

グローバルマーケットプログラム		整合性	JGAP(茶)に不足な点
初級レベル要求事項評価			
B.B 1	個人衛生	△	全ての作業を網羅した衛生手順の文書化(収穫以降の要求はある)
B.B 2	用地の履歴と用地の管理	△	農業使用、施肥、摘採以外にも生産単位(圃場単位)での作業記録要求
B.B 3	害虫獣管理	○	
中級レベル要求事項評価			
I.B 3	害虫獣管理	△	害虫獣管理に関する傾向分析
初級レベル要求事項評価			
B.B 4	清掃と消毒	△	清掃・消毒手順が実施された目視可能な証拠(茶工場の重点管理箇所には記録要求)
B.B 5	水の使用	△	灌漑に使用する器材の汚染リスクの防止、水道水の品質証明
中級レベル要求事項評価			
I.B 5	農産物の取り扱いを含む水の使用	△	水源の汚染防止のための物理的障壁(カバー等)
初級レベル要求事項評価			
B.B 6	繁殖資材	○	
初級レベル要求事項評価			
B.B 7	肥料使用	△	有機肥料の投入時期の制限(成長期はNG)
中級レベル要求事項評価			
I.B 7	肥料使用	△	肥料散布機の校正
初級レベル要求事項評価			
B.B 8	作物保護製品	○	
中級レベル要求事項評価			
I.B 8	作物保護製品	△	農業散布機の正常な稼働の検証(正式なスキームへの参加、有資格者による証明)、承認リストにない農薬の保管
初級レベル要求事項評価			
B.B 9	収穫	△	収穫(摘採)に使用する容器が清潔である目視可能な証拠
初級レベル要求事項評価			
B.B 10	農産物の取扱い	△	従業員が理解できる言語、イメージでの手順の周知
中級レベル要求事項評価			
I.B 10	農産物の取扱い	△	更衣室の用意、化学製品(洗浄剤・潤滑油等)の使用情報の文書化
中級レベル要求事項評価			
I.B.11	廃棄物および汚染管理	○	

C. 食品安全ハザード

グローバルマーケットプログラム		整合性	JGAP(茶)に不足な点
初級レベル要求事項評価			
B.C.1	食品安全ハザードの管理	△	JGAPの生産者自身による食品安全ハザードの特定は摘採以降となっている
中級レベル要求事項評価			
I.C.1	食品安全ハザードの管理	△	重大なハザードを除去又は許容レベルまで低減
中級レベル要求事項評価			
I.C.2	フードディフェンス	×	意図的な汚染に対する管理

	全項目	初級	中級
○＝	118	87	31
△＝	57	32	25
×＝	21	8	13
該当外＝	19	18	1
合計	215	145	70
○整合率	60.2%	68.5%	44.9%
○△整合率	89.3%	93.7%	81.2%

総合分析

・全く対応していない管理点はフードディフェンスであり、その他は文書化及び根拠等の深さの問題かと思われる。

・初級の食品安全ハザードの洗出しに関して、JGAPの場合は収穫後については、工程・場所を特定した上で考えられるハザードの洗出しを要求している。収穫前については、土・水・特殊肥料やその他資材について検討を要求、農薬はドリフトについて固有の検討を要求している。その他についてはあらかじめ考えられる危害要因を想定して抑えるべき点を適合基準としている。

・中級の食品安全ハザード分析に基づく重点管理(HACCP的管理)について、JGAPは摘採後の茶工場管理の中で、過去のクレーム等に基づき把握し管理するように要求している。それ以前の工程については、特に大事な管理点について“必須”とすることで重みづけは基準書の中で実施されていると考えられる。

以上